

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【公表番号】特表2011-502292(P2011-502292A)

【公表日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【年通号数】公開・登録公報2011-003

【出願番号】特願2010-525879(P2010-525879)

【国際特許分類】

G 06 F 9/445 (2006.01)

G 06 T 11/60 (2006.01)

G 06 T 15/00 (2011.01)

G 06 F 15/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 9/06 6 4 0 A

G 06 T 11/60 1 0 0 B

G 06 T 15/00 1 0 0 A

G 06 F 9/06 6 5 0 D

G 06 F 15/00 3 1 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月29日(2011.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

三次元オブジェクトをサーバー・コンピューター上においてレンダリングする方法であって、

サーバー・コンピューターにおいて文書をレンダリングする要求をクライアント・コンピューターから受けるステップと、

前記要求を受けたことに応答して、前記文書が三次元オブジェクトを収容しているか否か判断するために、前記サーバー・コンピューターにおいて前記文書を解析するステップと、

前記文書が三次元オブジェクトを収容していると判断したことに応答して、前記三次元オブジェクトを前記サーバー・コンピューター上においてレンダリングし、前記レンダリングされた三次元オブジェクトを含む前記文書を前記サーバー・コンピューターにおいてレンダリングして、レンダリング済み文書を作成し、前記文書をレンダリングする要求に応答して、前記レンダリング済み文書を前記クライアント・コンピューターに供給するステップと、  
を備えている、方法。

【請求項2】

請求項1記載の方法であって、更に、前記文書が三次元オブジェクトを収容していないと判断したことに応答して、

前記文書を前記サーバー・コンピューターにおいてレンダリングするステップと、

前記文書レンダリング要求に応答して、前記レンダリングされた文書を前記クライアント・コンピューターに供給するステップと、  
を備えている、方法。

**【請求項 3】**

請求項 1 記載の方法において、前記文書レンダリング要求は、文書の内の 1 ページをレンダリングする要求を備えており、前記文書が三次元オブジェクトを収容しているか否か判断するために前記文書を解析するステップは、前記ページが三次元オブジェクトを収容しているか否か判断するために前記文書の前記 1 ページを解析することを含み、前記レンダリングされた三次元オブジェクトを含む前記文書をレンダリングしてレンダリング済み文書を作成するステップは、前記レンダリング済み三次元オブジェクトを含む前記文書の前記 1 ページをレンダリングして前記文書のレンダリング済みページを作成することを含み、前記文書レンダリング要求に応答して前記レンダリング済み文書を供給するステップは、前記文書の前記 1 ページをレンダリングする要求に応答して前記文書の前記レンダリング済みページをクライアント・コンピューターに供給することを含む、方法。

**【請求項 4】**

請求項 1 記載の方法において、前記レンダリング済み文書は、前記文書を作成するに利用されたアプリケーション・プログラムによって発生された文書のレンダリングと実質的に同様である、方法。

**【請求項 5】**

請求項 1 記載の方法において、前記レンダリング済み文書は画像を含み、前記画像はワールド・ワイド・ウェブ(ウェブ)標準画像フォーマットにしたがってフォーマットされている、方法。

**【請求項 6】**

三次元オブジェクトをサーバー・コンピューター上においてレンダリングするシステムであって、

文書をレンダリングする要求をクライアント・コンピューターから受け、前記文書が三次元オブジェクトを収容しているか否か判断するために前記文書を解析し、前記文書が三次元オブジェクトを収容していると判断したことに応答して、前記三次元オブジェクトをレンダリングする要求を第 2 サーバー・コンポーネントに送信するように動作する第 1 サーバー・コンポーネントを備えており、

前記第 2 サーバー・コンポーネントは、前記三次元オブジェクトをレンダリングする要求を前記第 1 サーバー・コンポーネントから受け、前記三次元オブジェクトをレンダリングし、前記第 1 サーバー・コンポーネントからの前記三次元オブジェクトをレンダリングする要求に応答して、前記レンダリングされた三次元オブジェクトを前記第 1 サーバー・コンポーネントに戻すように動作する、システム。

**【請求項 7】**

請求項 6 記載のシステムにおいて、前記第 1 サーバー・コンポーネントは、更に、

前記レンダリングされた三次元オブジェクトを前記第 2 サーバー・コンポーネントから受け取り、

前記レンダリングされた三次元オブジェクトを含む前記文書をレンダリングして、レンダリング済み文書を作成し、

前記文書レンダリング要求に応答して、前記レンダリング済み文書を前記クライアント・コンピューターに供給する、  
ように動作する、システム。

**【請求項 8】**

請求項 7 記載のシステムにおいて、前記文書が三次元オブジェクトを収容していないと判断したことに応答して、前記第 1 サーバー・コンポーネントは、更に、

前記文書をレンダリングして、レンダリング済み文書を作成し、

前記文書レンダリング要求に応答して、前記レンダリング済み文書を前記クライアント・コンピューターに供給する、  
ように動作する、システム。

**【請求項 9】**

請求項 8 記載のシステムにおいて、前記第 1 サーバー・コンポーネントは第 1 サーバー

・コンピューター上で実行され、前記第2サーバー・コンポーネントは第2サーバー・コンピューター上で実行される、システム。

【請求項10】

請求項8記載のシステムにおいて、前記第1サーバー・コンポーネントおよび前記第2サーバー・コンポーネントは1つのサーバー・コンピューター上において実行される、システム。

【請求項11】

請求項8記載のシステムにおいて、前記レンダリング済み文書は、前記文書を作成するのに利用されたアプリケーション・プログラムによって発生された文書のレンダリングと実質的に同様である、システム。

【請求項12】

請求項11記載のシステムにおいて、前記レンダリング済み文書は画像を含み、前記画像はワールド・ワイド・ウェブ(ウェブ)標準画像フォーマットにしたがってフォーマットされている、システム。

【請求項13】

コンピューター実行可能な命令が記憶されており信号ではないコンピューター可読媒体であって、前記命令はコンピューターによって実行されると、前記コンピューターに、

文書をレンダリングする要求をクライアント・コンピューターから受けるステップと、前記要求を受けたことに応答して、前記文書が三次元オブジェクトを収容しているか否か判断するために前記文書を解析するステップと、

前記文書が三次元オブジェクトを収容していると判断したことに応答して、前記三次元オブジェクトを標準画像フォーマットでレンダリングし、前記レンダリングされた三次元オブジェクトを含む前記文書をレンダリングして前記文書を作成するのに用いられたアプリケーション・プログラムによって生成された文書のレンダリングと実質的に同様である前記標準画像フォーマットでレンダリング済み文書を作成するステップと、

前記文書が三次元オブジェクトを収容していないと判断したことに応答して、前記文書をレンダリングして前記文書を作成するのに用いられたアプリケーション・プログラムによって生成された文書のレンダリングと実質的に同様である前記標準画像フォーマットでレンダリング済み文書を作成するステップと、

前記文書レンダリング要求に応答して、前記レンダリングされた文書を前記クライアント・コンピューターに供給するステップと、  
を実行させる、コンピューター可読媒体。